

# 青森県報

第二千四百九十六号

平成十七年  
六月二十九日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

### 告 示

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者  
居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届  
出……………(障害福祉課) ……二

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者  
居宅生活支援事業の廃止の届出……………(同) ……二

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者  
居宅支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二

児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援  
事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二

保安林の指定解除予定……………(林政課) ……三

### 公 告

平成十六年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……三

平成十六年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……五

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……六

右 同……………(同) ……六

県有地の売却に係る一般競争入札……………(経理課) ……七

右 同……………(同) ……八

右 同……………(同) ……九

除雪車両の購入に係る一般競争入札……………(同) ……九

除雪車両の交換に係る一般競争入札……………(同) ……二

正 誤

平成十七年五月二十三日定例正誤中……………(教育庁) ……三

## 規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十三号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の2の(□)中「二百四十三万三千円」を「二百三十八万五千円」に改め、同2中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 心身仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することがある。

別表第一の六の2中「五十一万九千円」を「五十一万円」に改め、同表の八の1中「及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学生徒を含む)」を「(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう)に改め、同八の3の(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書

以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを  
給与するための実費

- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用される教材を給与するための実費
- (二) 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四百百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の  
一の2の(五)及び八の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

告

示

青森県告示第五百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定によ  
り、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の  
名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第十七条の二十三第二号の規  
定により公示する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	指定居宅支援事業者	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	変更年月日
十和田市農業協同組合	名称	JA十和田市ホームヘルプステーション「きずな」	JA十和田市	所在地	平成十七年六月二十九日
十和田市西十三番町の二八	主たる事務の所在地	JA十和田市	東一番町六の五		
ピデイサービス事業					

変更後	「ピデイサービスセンター」
-----	---------------

青森県告示第五百四十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定によ  
り、次の指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出が  
あつたので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	廃止年月日
名称	名称	所在地	
社会福祉法人南郷村社会福祉協議会	社会福祉法人南郷村社会福祉協議会	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	平成十七年五月三十一日

青森県告示第五百五十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、  
次のとおり指定居宅支援事業者から知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び  
所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第十五条の二十三第二号の規定により  
公示する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定居宅支援事業者	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所	変更年月日
名称	名称	所在地	
知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅支援の種類		

変更後	変更前
業協同組合	十和田市農協同組合
の十三番町四	十和田市西十三番町四
ビス事業	ビス事業
「きずな」	JA十和田市ホームヘルプステーション「きずな」
JA十和田市	JA十和田市
東一五	十和田市東一五
平成一	平成一

青森県告示第五百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
業協同組合	十和田市農協同組合	指定居宅支援事業者
の十三番町四	十和田市西十三番町四	主たる事務所の所在地
ビス事業	ビス事業	児童居宅支援の種類
「きずな」	JA十和田市ホームヘルプステーション「きずな」	児童居宅生活支援事業を行う事業所
JA十和田市	JA十和田市	所在地
東一五	十和田市東一五	年月日
平成一	平成一	

青森県告示第五百五十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
三戸郡田子町大字田子字菅蒲谷地三一の七九、三一の八〇、字滝ノ又一四の九から一四の一ニまで
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

公 告

平成十六年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第三十条の規定により、平成十六年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

## 1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一部開示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
知 事	954 ( 6)	818 ( 2)	106 ( 4)	21	1	6	4
議 会	1	1	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	32	13	18	1	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	10	10	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0
監 査 委 員	1	0	1	0	0	0	0
公 安 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0
警 察 本 部 長	50 ( 9)	5	36 ( 4)	8 ( 5)	6	0	1
計	1,050 ( 15)	847 ( 2)	163 ( 8)	30 ( 5)	7	6	5

注1 ( )内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計30件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは26件であり、不開示の計(5)件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは0件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

## 2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

件 数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
16 ( 3)	0	0 ( 3)	4	0	2	10

注 ( )内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

平成十六年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第五十九条の規定により、平成十六年度の本条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 甲 五

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一部開示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
知 事	27	26	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0
計	28	27	1	0	0	0	0

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知 事	246
教 育 委 員 会	7,409
人 事 委 員 会	128
計	7,783

(2) 訂正等の請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正等の請求は、なかった。

(3) 開示決定等及び訂正等の決定についての不服申立ての処理の状況  
開示決定等及び訂正等の決定についての不服申立ては、なかった。

(4) 是正の申出の件数及びその処理の状況  
是正の申出は、なかった。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況  
苦情の申出は、なかった。

2 事業者が行う個人情報取扱に係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況  
苦情の申出及び相談は、なかった。

(2) 事業者に対する勧告の件数  
事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数  
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数  
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南

十和田市東五番町一三九の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	日

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 榎本昌誓
---

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏
---

平成 一七・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一外三者

四 届出年月日

平成十七年六月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十七年六月二十九日から同年十月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年十月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	洋服の青山 一〇〇円プラザ 弘前市城東第五土地区画整理地六三街区九外	洋服の青山 ダイソー&アオヤマ 一〇〇円プラザ 弘前市大字早稲田四丁目五の一外	変更 年月日 平成 一七・二・二九
-------	--	--	----------------------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 榎本昌豊	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	変更 年月日 平成 一七・四・一
-------	---	---	---------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 青山商事株式会社  
広島県福山市王子町一丁目三の五  
代表取締役 宮前省三
- 2 株式会社青五  
広島県福山市王子町二丁目一四の三八  
代表取締役 一色敬義

四 届出年月日

平成十七年六月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年六月二十九日から同年十月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年十月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市根城六丁目三の八	宅 地	九〇二・三三三平方メートル

二 予定価格

四千三百九十万円



三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市根城六丁目二二の八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎 第三会議室

2 日時

平成十七年八月二日 午前十一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年七月二十六日午前十一時から、八戸市根城六丁目二二の八において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市吹上二丁目一一	宅 地	一〇二・〇三平方メートル

二 予定価格

五百九十九万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市吹上二丁目一一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎 第三会議室

2 日時

平成十七年八月二日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他



1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年七月二十六日午後一時から、八戸市吹上二丁目一  
一において現場説明を行う。

~~~~~  
県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

|                  |     |                |
|------------------|-----|----------------|
| 所 在 地            | 地 目 | 地 積            |
| 青森市大字新城字平岡一七四の四七 | 宅 地 | 一、一七一・四一平方メートル |

二 予定価格  
四千三百六十万円

三 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所  
青森市大字新城字平岡一七四の四七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

2 日時

平成十七年八月三日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年七月二十七日午前十時から、青森市大字新城字平岡一七四の四七において現場説明を行う。

~~~~~  
除雪車両の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
除雪ドーザ（十三トン級 車輪式） 二台

二 納入期限

平成十七年十一月二十二日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）、平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十七年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- 5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 五 入札書の提出場所等
  - 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
    - 青森市長島一丁目の一
    - 青森県出納局経理課財産管理グループ
    - 電話 〇一七 七三四 九一〇四
  - 2 入札書の提出期限
    - 平成十七年八月八日 午後五時十五分
  - 3 開札の場所及び日時
    - (一) 場所
      - 青森市長島一丁目の一
      - 青森県庁舎 南棟一階経理課入札室
    - (二) 日時
      - 平成十七年八月十二日
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
  - 入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。
- 七 契約書の取り交わしの時期
  - 落札決定の日から七日以内
- 八 落札者の決定方法
  - 九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売

買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 九 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨
- 2 入札者に求められる義務
  - (一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
  - (二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、必要な場合においては、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。
  - (三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。
  - (四) (一)及び(二)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 3 落札対象
  - 購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- 4 入札の無効
  - 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 5 入札書の記載方法
  - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

#### SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Two (2) Snow Removal Bulldozers  
(13 ton class Wheel Type)

2 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 8, 2005

3 Contact Point for the notice:

Management Section

Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 除雪グレーダ(四・〇メートル級) 四台

2 ローター除雪車(二・二メートル級) 三台

二 納入期限

平成十七年十一月二十二日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一の1及び2に掲げる物品(以下「交換物品」という。)ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号(物品等の競争入札参加資格)、平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十七年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課財産管理グループ  
電話 〇一七 七三四 九一〇四

2 入札書の提出期限  
平成十七年八月八日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時  
(一) 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

(二) 日時  
平成十七年八月十二日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

十の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき交換物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。  
(四) (一)及び(二)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

交換物品に要求する性能等が満たされていないと判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

① Four (4) Snow Removal Motor Graders  
(Blade length 4.0 meters class)

② Three (3) Rotary Snow Plows  
(Blade length 2.2 meters class)

2 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 8, 2005

3 Contact Point for the notice:

Management Section  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9104

正 誤

教育庁義務教育課

発行年月日 発行番号	区	ページ 段	行	誤	正
	分				
平成十七年三月 第二四八〇号	正 誤	八	表		

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭